

(審査案件第34号)

答 申

第1 審査会の結論

住民基本台帳ネットワークシステムの侵入実験にかかる公文書（契約書、見積書、伺書、流用計算書、業者からの請書等）のうち、別紙4記載の部分を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

第2 本件異議申立てに至る経過

1 平成15年（2003年）10月16日、異議申立人は、長野県情報公開条例（以下「本件条例」という。）に基づき、「住民基本台帳ネットの侵入実験にかかる公文書 契約書、見積書、伺書、流用計算書等業者からの請書」について、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 同年10月30日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件公開請求に対して、別紙1のとおり、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）に係る市町村ネットワークの脆弱性調査（以下「本件調査」という。）の実施及び本件調査の補助業務委託契約に関する4件の対象文書（以下「本件文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「原決定」という。）を行った。

3 同年11月5日、異議申立人は、原決定の取消し及び本件文書の全部公開を求めて、本件異議申立てを行った。

4 本件実施機関は、同年12月16日に本件調査に関する中間報告を公表し、同日から同月18日まで開催された県議会総務委員会（一般公開）に対して原決定よりも広範囲の内容の資料提供を行った。このとき、議員に配布した資料は、上記委員会の一般傍聴者（報道関係者を含む。）にも配布された。

これに伴い、同日以降、原決定により非公開とした部分のうち、補助業務受託者等の個人情報に記載された部分並びに補助業務委託契約にかかる予定価格及びその積算等が記載された部分を除いた別紙2記載の部分について、異議申立人に対し、資料提供を行った。

また、本件実施機関は、補助業務受託者の同意を得て、平成16年3月17日、県議会総務委員会（一般公開）において、同人の氏名を公表した。

5 その後、平成16年9月10日、本件実施機関は、原決定において非公開とした部分のうち、上記4で資料提供した部分、補助業務受託者の氏名、補助業務委託契

約の予定価格等、別紙3の部分について、非公開決定を取り消し、公開することを決定（以下「本件決定」という。）し、異議申立人に通知した。

その結果、本件審議終結時に、なお非公開とされている部分及びその理由は、別紙4のとおりである。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 本件においては、本件異議申立て後、本件実施機関において本件決定を行い、非公開部分が別紙4記載の部分に限定されたが、その時点までになされた異議申立人の主張は、要旨次のとおりである。

(1) 原決定では、本件調査の調査実施者及びその決定過程、経費、予算措置の金額及び委託料の積算などが非公開とされており、本件条例第1条に規定されている県の説明責任が全うされていない。

(2) 原決定における非公開部分は、委託業務の内容や金額を含め、対象文書4通の大半の部分に及んでいる。本件実施機関は、調査内容等が明らかになると、脆弱性調査及び今後の第三者評価に係る事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるとしているが、金額に関する情報は、これには当たらない。また、非公開の理由が当該調査等の遂行を阻害するという点にあるのならば、公開しない理由がなくなる期日を明示すべきである。

2 本件決定の後、異議申立人から本件決定に対する意見は提出されていない。しかし、異議申立てを取り下げているわけではないので、依然、一部非公開としている本件決定に対する不服があるものとして検討することにする。

第4 本件実施機関の説明の要旨

1 本件条例第7条第2号（個人に関する情報）について

非公開としている調査実施者の「住所又は勤務先」、補助業務受託者の住所及び補助業務の履行補助者の氏名が記載された部分は、本件条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

2 その他

本件調査及び第三者評価が終了していなかった原決定の時点では、調査実施者の情報や調査内容等を明らかにすると、本件調査及び第三者評価事務の公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれがあった。異議申立人は、公開しない理由がなくなる期

日を明示するべきとしているが、原決定の時点では、実験結果について第三者評価を行う者も決まっておらず、公開できる期日を記載することは不可能であった。

第5 審査会の判断理由

1 本答申における審査対象について

(1) 本件文書について

長野県は、平成15年9月から11月にかけて本件調査を実施した。

本件文書は、本件調査を実施するに当たり外部に補助業務委託を行うため作成されたものであり、別紙1等に掲げられた文書番号1～4の公文書により構成されている。

(2) 本件調査の概要と本件決定までの経過

本件調査の目的は、自治体における、住基ネットを含むコンピュータシステムの脆弱性の確認である。具体的には、インターネット側から市町村のファイアウォールを通過して市内LANに侵入できるか否か、そこから更に既存住基サーバ及び住基サーバに侵入できるか否か、また、自治体におけるコンピュータ管理運用に関するセキュリティの脆弱性を全般的にチェックし、脆弱性を確認し有効な対策を講ずるための資料を得ることにあった。

本件調査は、インターネット側から市町村の市内ネットワークを経由した住基ネットへの不正アクセス及び住基ネットからの本人確認情報漏えいの可能性を確認し、有効な対策を講ずるための資料を得ることにあり、県本人確認情報保護審議会の吉田柳太郎委員が指揮監督者となり、同氏を補助するため県と委託契約を締結した者1名（以下「補助業務受託者」という。）とその履行補助者1名（以下「補助業務履行補助者」という。）の計3名の調査員からなる調査チームによって実施された。

本件調査においては、下伊那郡阿智村、諏訪郡下諏訪町及び東筑摩郡波田町を対象に、平成15年9月22日から10月1日にかけて第一次調査が、下伊那郡阿智村を対象に同年11月25日から28日にかけて第二次調査が行われた。

これら調査の結果は、平成15年12月16日に「ネットワーク・セキュリティ調査報告書」にまとめられ、平成16年1月30日に提出された第三者評価を経て、阿智村、下諏訪町、波田町に報告された。これを受けて、脆弱性の具体的指摘がなされた点については改善がなされ、同年2月29日に、「住基ネットに係る市町村ネットワークの脆弱性調査最終結果について」と題する文書により公表された。

本件文書に関して本件実施機関は、異議申立人の情報公開請求に対し、平成15年10月30日に別紙1の内容の一部公開決定を行ったが、異議申立てを受けて当審査会に諮問した後、平成16年9月10日に上記一部公開決定を取り消し、

改めてより非公開部分を限定した別紙3の内容の本件決定を行った。

以上を踏まえ、当審査会としては、諮問を受けた異議申立てのうち、依然として非公開処分が維持されている別紙4の部分について検討する。

2 本件条例第7条第2号該当性について

(1) 本件文書の非公開部分について

本件実施機関は、本件文書のうち、文書番号1の公文書に記載された本件調査指揮監督者（長野県本人確認情報保護審議会委員）の「住所又は勤務先」（非公開部分①）、文書番号2の公文書に記載された補助業務受託者（ここでは指名業者）の住所（非公開部分②）、文書番号3の公文書に記載された補助業務受託者（ここでは見積書徴取者）の住所（非公開部分③）、文書番号4の公文書に記載された補助業務受託者（ここでは契約の相手方や見積者等）の住所（非公開部分④）、文書番号4の公文書に記載された守秘義務に関する誓約書（英文）の補助業務履行補助者（提出者）氏名（非公開部分⑤）を、本件条例第7条第2号に該当するとして非公開としたものである。

(2) 本件条例第7条第2号について

本件条例第7条第2号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開事由とし、同号ただし書で、(ア)法令等の規定により又は慣行として公にされ又は公にされることが予定されている情報、(イ)人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要である情報、(ウ)公務員の職及び氏名並びに職務遂行の内容は公開すべきものとしている。

(3) 本件条例第7条第2号の該当性

ア 非公開部分①～④はいずれも個人の氏名に付随する「住所」あるいは「住所又は勤務先」であり、当該個人の氏名は公になっている事実が認められる。

個人名は、本件公開請求以前から公にされていた本人確認情報保護審議会委員を除き、「第2 本件異議申立てに至る経緯」で述べた通り、原決定では本件条例第7条第6号に該当するとして非公開としていたものを、その後、本人の同意のもとで公表したことから、本件決定においては同号ただし書アに該当するものとして公開されたものである。しかし、非公開部分①～④に記載された住所等につ

いては、公にされた事実が認められない。

したがって、これらは、本件条例第7条第2号に規定する特定個人を識別することができる情報であって、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

イ 非公開部分⑤は、守秘義務に関する英文の誓約書「Pledge of Confidentiality」中の提出者の署名（サイン）であり、本件調査補助業務受託者の履行補助者であるコンピュータ技術者によるものである。

個々人が特有の書体、形式で書くサイン(以下、「サイン」とする。)は、文字として判読しがたい場合もあり、それだけではサインした特定の個人を識別することができない場合もある。本件サインもそれ自体文字としては判読しがたいものの、当該履行補助者が自ら本件調査にかかわったことを公表している事実が認められ、これと照合すれば、サインをした者を容易に特定することができるから、本件条例第7条第2号に規定する特定個人を識別できる情報であると言える。

また、サインには、重要な取引や証明などにおいて取引等を行う本人の意思によることを確認し証明するための手段として使用されるものがある一方、出版物やパンフレット、挨拶状など、不特定多数が見ることのできるものに記され、公にされているものもある。こうした実状を踏まえると、サインの使用は、当人が必要に応じて自らの判断で行うものと解され、一般に公にすべきものとされているとまでは言うことはできない。本件で、非公開部分⑤に記載されたサインは、すでに公にされているものか否かの判別はそれだけではできない。したがって、非公開部分⑤は同号ただし書アに該当するとは言えず、その他ただし書のいずれにも該当しない。

よって、本件決定において非公開とされている別紙4記載の部分は、いずれも本件条例第7条第2号に該当する非公開情報と認められる。

3 公開しない理由がなくなる時期の明示について

異議申立人は、本件調査内容等を非公開とした理由が本件調査等の遂行を阻害する点にあるのならば、公開しない理由がなくなる期日を明示すべきであると主張している。一方、本件実施機関は、調査実施者の情報や調査内容等を明らかにすると、本件調査及び第三者評価事務の公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれがあると判断し、本件調査が終了しておらず第三者評価を行う者も決まっていなかった原決定の時点では、公開できる期日を具体的に記載することは不可能であったと主張している。そこで、この点について検討する。

本件条例第11条第3項は、実施機関が公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しない場合において、非公開理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合には、当該期日を通知しなければならないと規定している。

これは、非公開事由への該当性が必ずしも固定的ではなく、時間の経過や特定事業

の終了など、その後の事情によって変化することがあり得ることから、近い将来において当該非公開部分について全部又は一部の非公開理由がなくなることが確実であり、かつ、その時期を当該決定時において具体的に明示できる場合には、請求者の便宜のためにその時期を明示すべきだとしたものである。

原決定で非公開とされた個人名が本件決定において公開とされたのは、補助業務受託者の氏名の公表・公開は、同人の同意が得られたという事情によるものであって、原決定の時点において近い将来、補助業務受託者の同意が得られることが確実だったということではない。また、本件文書に対する原決定で非公開とされた調査内容やその他の委託契約に関する情報のうち、具体的な調査内容にかかわる部分については、本件調査の最終的な終了時期が原決定を行った時点で必ずしも明確ではなかった。したがって、本件実施機関が、これらの点に関する公開の時期を原決定通知においてあらかじめ明示しなかったことは、やむを得なかったと言わざるを得ない。

4 結論

以上の通り、本件実施機関の判断は妥当である。

第6 付言

1 事情の変更による原決定の取消について

本件実施機関は、本件公開請求に対して、平成15年10月30日、別紙1の内容の一部公開決定を行った後、同年12月16日の本件調査に関する中間報告公表後、上記一部公開決定を取り消さないまま、異議申立人に資料提供を行った。また、平成16年3月17日、補助業務受託者の同意を得て、上記一部公開決定を取り消さないまま、公開で行われた県議会総務委員会において同人の氏名を公表した。その後、同年9月10日になって原処分の一部を取り消し、本件決定を行ったところである。しかし、結果として、本件決定への変更までに公表から半年近くが経過したことは、本件条例の運用として適切だったとすることはできない。

本件条例の実施機関においては、今後、非公開決定に対して不服申立てが行われている場合にあって、時間の経過とともに非公開とする理由が全部ないし一部なくなった場合は、速やかに決定変更あるいは決定の取消しを行い、不服申立人に対して公文書の公開を実施すべきである。

2 事情の変更によらない原決定の取消

本件実施機関が平成16年9月10日に行った非公開決定の取消のうち、補助業務委託契約の委託予定額等、調査内容を直接明らかにするものではない部分は、事後の事情の変化による決定変更ということとはできない。

本件実施機関が補助業務委託契約の委託予定額等を、調査内容を明らかにするものではないにもかかわらず非公開にしたのは、「財務規則の運用について（通達）」

第123条第4項において、「予定価格の公表については、「建設工事入札契約情報公表要領」（平成14年3月8日付13監第428号）、「建設コンサルタント等の業務入札契約情報公表要領」（平成14年3月8日付13監第428号）及び「未利用県有地等一般競争入札事務処理要領」（平成15年3月14日付14管第187号）の定めるところにより行うこととし、それ以外の場合は非公開とすること。」としていたことから、この内部通達に拠った判断であると認められる。

本件条例は、公開請求のあった公文書の非公開事由への該当性を検討する場合は、当該公文書の具体的な内容、性質を踏まえ、公開することによる具体的な支障等を個別に検討することを実施機関に求めており、内部規定などによる形式的な判断による非公開を認めているものではない。本件文書にあっては、本件実施機関は本件調査が終了したことを理由に当該部分を公開とする本件決定を行っているが、公開請求を受けた時点、あるいは異議申立てを受けた時点で非公開事由の判断を慎重に行うべきであった。

すでに、前記内部規定は改定されたところであるが、本件条例の運用に当たっては、公開請求された公文書が内部規定等により形式的に非公開対象とされている場合であっても、非公開事由の該当性の検討を個別具体的に行い、慎重に判断すべきである。

第7 審査経過

平成15年	11月14日	諮問
	12月15日	審議
平成16年	7月12日	本件実施機関の意見陳述、審議
	8月9日	本件実施機関の意見陳述、審議
		(なお、異議申立人は、意見書の提出をしたが、審査会 席上における陳述は希望しなかった。)
	11月10日	審議
	11月17日	審議
平成17年	1月12日	審議
	3月8日	審議
	3月23日	審議
	4月19日	審議
	5月9日	審議
	5月26日	審議
	6月13日	審議
	8月25日	審議
	9月30日	審議
	10月11日	審議
平成18年	2月6日	審議終結

原 決 定

番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
1	住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の実施について (平成15年9月19日起案、同月22日決裁)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伺い文中、調査の実施者及びその決定経過が記載されている部分 ・ 伺い文中、「1 実施方法」、「3 調査対象団体及び調査実施期間」及び「4 経費」の内容 ・ 伺い文に添付された別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」仕様書」中、「2 実施方法」の内容 ・ 伺い文に添付された別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査予算の措置について」中、「1」の報酬の支払先、金額及び流用の内容が記載されている部分並びに「2」の業務の内容及び金額が記載されている部分 ・ 伺い文に添付された別添「〇〇(市町村ネットワーク脆弱性調査)」の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分 ・ 伺い文に添付された別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」の「〇〇 委託料の積算」の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分 ・ 第2案中、通知の相手方が記載された部分並びに通知の依頼内容及び「1 調査対象団体および調査実施期間」の内容が記載されている部分 ・ 第2案に添付された別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」仕様書」中、「2 実施方法」の内容 ・ 第3案及び第4案中、協定内容及び相手方が記載されている部分 ・ 「協定書」(正本)の内容並びに相手方の名称及び印影 	<p>本件条例第7条第6号該当</p> <p>今後予定している第三者評価を踏まえた結果公表前の現時点で左記事項を公開することにより、脆弱性調査実施者の情報や調査内容等が明らかとなり、当該脆弱性調査及び今後の第三者評価に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあり、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>
2	「住民基本台帳基本ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」〇〇委託に係る請負人の選定について〇〇 (平成15年9月22日起案・決裁)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起案用紙の件名中、業務内容及び契約方法が記載されている部分 ・ 伺い文中、業務の内容が記載されている部分 ・ 伺い文に添付された別添「請負人等選定調査」中、「1 業務等名」のうち業務の内容が記載されている部分 ・ 伺い文に添付された別添「請負人等選定調査」中、「2 業務等カ所名」、「3 契約方法」、「4 業務等概要」、「5 履行期間」、「6 指名業者」、「7 委託予定額」及び「8 指名競争入札又は随意契約とする理由」の内容 ・ 伺い文に添付された別添「請負人等選定調査」中、「9 指名の理由」中「(7) その他」及び「【選定業者数】」の内容 	<p>本件条例第7条第6号該当</p> <p>今後予定している第三者評価を踏まえた結果公表前の現時点で左記事項を公開することにより、脆弱性調査実施者の情報や調査内容等が明らかとなり、当該脆弱性調査及び今後の第三者評価に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあり、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・別添の事業実施者からの回答文中、実施者及び回答内容が記載されている部分 ・別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」〇〇委託仕様書(案)」の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分 ・別添「請負人等選定調査」(正本)中、「1 業務等名」のうち業務の内容が記載されている部分 ・別添「請負人等選定調査」(正本)中、「2 業務等カ所名」、「3 契約方法」、「4 業務等概要」、「5 履行期間」、「6 指名業者」、「7 委託予定額」及び「8 指名競争入札又は随意契約とする理由」の内容 ・別添「請負人等選定調査」(正本)中、「9 指名の理由」中「(7) その他」及び「【選定業者数】」の内容 ・別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査〇〇委託料の積算」の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分 	
3	<p>住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査〇〇委託について(見積書徴取)</p> <p>(平成15年9月22日起案・決裁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・起案用紙の件名中、業務の内容が記載されている部分 ・伺い文中、業務の内容等が記載されている部分 ・伺い文中、「1 業務内容」、「2 契約方法」、「5 予定価格」、「6 予算額及び支出予定科目」の内容 ・伺い文中、「3 見積書徴取者」の相手方が記載されている部分 ・第2案中、通知の相手方の職・氏名及び業務の内容が記載されている部分並びに「2. 業務内容」、「3. 契約期間」及び「4. その他」の内容 ・別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」〇〇委託仕様書の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分 ・別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査〇〇委託料の積算」の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分 ・別添「委託契約書(案)」の内容及び契約の相手方が記載されている部分 	<p>本件条例第7条第6号該当</p> <p>今後予定している第三者評価を踏まえた結果公表前の現時点で左記事項を公開することにより、脆弱性調査実施者の情報や調査内容等が明らかとなり、当該脆弱性調査及び今後の第三者評価に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあり、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>
4	<p>住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査〇〇に関する委託契約の締結について</p> <p>(平成15年9月22日起案・決裁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・起案用紙の件名中、業務の内容が記載されている部分 ・伺い文中、「1 契約の相手方」及び「2 契約金額」の内容 ・別添「見積書」の内容及び見積者が記載されている部分 ・別添「委託契約書(案)」の内容及び契約の相手方が記載されている部分 ・別添「委託契約書(案)」に添付した「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」〇〇委託仕様書」の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分 ・「委託契約書」(正本)の内容及び相手方の住所、氏名、印影 	<p>本件条例第7条第6号該当</p> <p>今後予定している第三者評価を踏まえた結果公表前の現時点で左記事項を公開することにより、脆弱性調査実施者の情報や調査内容等が明らかとなり、当該脆弱性調査及び今後の第三者評価に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあり、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・「委託契約書」(正本)に添付した「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」〇〇委託仕様書」の内容部分、件名のうち業務の内容が記載されている部分及び相手方の印影 ・守秘義務に関する誓約書の内容並びに提出者の氏名及び印影等 ・「委託業務完了報告書」の内容及び提出者の職・氏名及び印影 	おそれがある。
--	--	---	---------

原決定後、本件決定までに資料提供された部分

番号	公文書の名称	原決定において非公開とされたものうち資料提供された部分
1	住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の実施について (平成15年9月19日起案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伺い文中、調査の実施者及びその決定経過が記載されている部分 ・ 伺い文中、「1 実施方法」、「3 調査対象団体及び調査実施期間」及び「4 経費」の内容 ・ 伺い文に添付された別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」仕様書中、「2 実施方法」の内容 ・ 伺い文に添付された別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査予算の措置について」中、「1」の報酬の支払先、金額及び流用の内容が記載されている部分並びに「2」の業務の内容及び金額が記載されている部分 ・ 伺い文に添付された別添「長野県本人確認情報保護審議会用務（市町村ネットワーク脆弱性調査）」の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分。ただし、吉田柳太郎の「住所又は勤務先」が記載されている部分を除く。 ・ 伺い文に添付された別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の補助業務」委託料の積算の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分（積算の単価、単価の算定根拠、旅費積算の前提となる発着地、積算額及び見積書比較価格を除く。） ・ 第2案中、通知の相手方が記載された部分並びに通知の依頼内容及び「1 調査対象団体および調査実施期間」の内容が記載されている部分 ・ 第2案に添付された別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」仕様書中、「2 実施方法」の内容 ・ 第3案及び第4案中、協定の内容及び相手方が記載されている部分 ・ 「協定書」（正本）の内容並びに相手方の名称及び印影
2	「住民基本台帳基本ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」の補助業務委託に係る請負人の選定について（随意契約） (平成15年9月22日起案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起案用紙の件名中、業務の内容及び契約方法が記載されている部分 ・ 伺い文中、業務の内容が記載されている部分 ・ 伺い文に添付された別添「請負人等選定調査」中、「1 業務等名」のうち業務の内容が記載されている部分 ・ 伺い文に添付された別添「請負人等選定調査」中、「2 業務等カ所名」、「3 契約方法」、「4 業務等概要」、「5 履行期間」、「6 指名業者」、「7 委託予定額」及び「8 指名競争入札又は随意契約とする理由」の内容。ただし、「6 指名業者」の住所が記載されている部分を除く。 ・ 伺い文に添付された別添「請負人等選定調査」中、「9 指名の理由」中「(7) その他」及び【選定業者数】の内容 ・ 別添の事業実施者からの回答文中、実施者及び回答内容が記載されている部分。ただし、事業実施者の印影及び住所が記載されている部分を除く。 ・ 別添「住民基本台帳基本ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」の補助業務委託仕様書（案）の内容部分及び件名のうち業務の内容が記

		<p>載されている部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別添「請負人等選定調査」(正本)中、「1 業務等名」のうち業務の内容が記載されている部分 ・別添「請負人等選定調査」(正本)中、「2 業務等カ所名」、「3 契約方法」、「4 業務等概要」、「5 履行期間」、「6 指名業者」、「7 委託予定額」及び「8 指名競争入札又は随意契約とする理由」の内容。ただし、「6 指名業者」の住所が記載されている部分を除く。 ・別添「請負人等選定調査」(正本)中、「9 指名の理由」中「(7) その他」及び【選定業者数】の内容 ・別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の補助業務 委託料の積算」の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分
3	<p>住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の補助業務委託について (見積書徴取) (平成15年9月22日起案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・起案用紙の件名中、業務の内容が記載されている部分 ・伺い文中、業務の内容等が記載されている部分 ・伺い文中、「1 業務内容」、「2 契約方法」及び「6 予算額及び支出予定科目」の内容 ・伺い文中、「3 見積書徴取者」の相手方が記載されている部分。 ただし、相手方の住所が記載されている部分は除く。 ・第2案中、通知の相手方の職・氏名及び業務の内容が記載されている部分並びに「2. 業務内容」、「3. 契約期間」及び「4. その他」の内容 ・別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」の補助業務委託仕様書」の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分 ・別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の補助業務 委託料の積算」の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分 ・別添「委託契約書(案)」の内容及び契約の相手方が記載されている部分
4	<p>住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の補助業務に関する委託契約の締結について (平成15年9月22日起案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・起案用紙の件名中、業務の内容が記載されている部分 ・伺い文中、「1 契約の相手方」及び「2 契約金額」の内容。 ただし、契約の相手方の住所が記載されている部分を除く。 ・別添「見積書」の内容及び見積者が記載されている部分。ただし、見積者の印影及び住所が記載されている部分を除く。 ・別添「委託契約書(案)」の内容及び契約の相手方が記載されている部分。ただし、契約の相手方の印影及び住所が記載されている部分を除く。 ・別添「委託契約書(案)」に添付した「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」の補助業務委託仕様書」の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分 ・「委託契約書」(正本)の内容及び相手方の氏名 ・「委託契約書」(正本)に添付した「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」の補助業務委託仕様書」の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分 ・守秘義務に関する誓約書(日本語)の内容及び提出者の氏名 ・守秘義務に関する誓約書(英語)の内容。ただし、提出者の氏名(サイン)が記載されている部分は除く。

		<ul style="list-style-type: none"> ・「委託業務完了報告書」の内容及び提出者の職・氏名。 ただし、提出者の住所が記載されている部分は除く。
--	--	---

※表中、下線部分、文書3伺い文中予定価格並びに文書4「委託契約書」(正本)及び「[住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査]の補助業務委託仕様書」の相手方の印影、「守秘義務に関する誓約書」中誓約者の印影、及び「委託業務完了報告書」中提出者の印影は、資料提供はされなかったが、本件決定では公開された部分。

本件決定で非公開決定を取り消し、公開した部分及びその理由

番号	公文書の名称	非公開決定を取り消し、公開する部分	非公開決定を取り消し、公開する理由
1	住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の実施について (平成15年9月19日起案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伺い文中、調査の実施者及びその決定経過が記載されている部分 ・ 伺い文中、「1 実施方法」、「3 調査対象団体及び調査実施期間」及び「4 経費」の内容 ・ 伺い文に添付された別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」中、「2 実施方法」の内容 ・ 伺い文に添付された別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」に添付された別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」の脆弱性調査予算の措置について」中、「1」の報酬の支払先、金額及び流用の内容が記載されている部分並びに「2」の業務の内容及び金額が記載されている部分 ・ 伺い文に添付された別添「長野県本人確認情報保護審議会用務（市町村ネットワーク脆弱性調査）」の内容容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分。ただし、吉田柳太郎の「住所又は勤務先」が記載されている部分を除く。 ・ 伺い文に添付された別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の補助業務」委託料の積算」の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分 ・ 第2案中、通知の相手方が記載された部分並びに通知の依頼内容及び「1 調査対象団体および調査実施期間」の内容が記載されている部分 ・ 第2案に添付された別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」仕様書」中、「2 実施方法」の内容 ・ 第3案及び第4案中、協定の内容及び相手方が記載されている部分 ・ 「協定書」（正本）の内容並びに相手方の名称及び印影 	<p>非公開決定後、当該調査及び第三者評価に係る公文書一部公開決定後、当該調査及び第三者評価に係る事務を終え、調査結果が公表されたことにより、公開しない理由がなくなつたため。</p> <p>なお、本人の同意を得て県議会で公表されたものを除き、個人の氏名、住所、勤務先及び印影が記載されている部分については、本件条例第7条第2号に該当する個人に関する情報であつて原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらないため、非公開決定を取り消さない。</p>
2	「住民基本台帳基本ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」の補助業務委託に係る請負人の選定について（随意契約） (平成15年9月22日起案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起案用紙の件名中、業務の内容及び契約方法が記載されている部分 ・ 伺い文中、業務の内容が記載されている部分 ・ 伺い文に添付された別添「請負人等選定調査」中、「1 業務等名」のうち業務の内容が記載されている部分 ・ 伺い文に添付された別添「請負人等選定調査」中、「2 業務等カ所名」、「3 契約方法」、「4 業務等概要」、「5 履行期間」、「6 指名業者」、「7 委託予定額」及び「8 指名競争入札又は随意契約とする理由」の内容。ただし、「6 指名業者」の住所が記載されている部分を除く。 ・ 伺い文に添付された別添「請負人等選定調査」中、「9 指名の理由」中「(7) その他」及び「【選定業 	<p>公文書一部公開決定後、当該調査及び第三者評価に係る事務を終え、調査結果が公表されたことにより、公開しない理由がなくなつたため。</p> <p>なお、本人の同意を得て県議会で公表されたものを除き、個人の氏名、住所、勤務先及び印影が記載されている部分については、本件条例第7条第2号に該当する個人に関する情報であつて原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない</p>

		<p>者数】の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別添の事業実施者からの回答文中、実施者及び回答内容が記載されている部分。ただし、住所が記載されている部分を除く。 ・別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」の補助業務委託仕様書（案）の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分 ・別添「請負人等選定調査」（正本）中、「1 業務等名」のうち業務の内容が記載されている部分 ・別添「請負人等選定調査」（正本）中、「2 業務等カ所名」、「3 契約方法」、「4 業務等概要」、「5 履行期間」、「6 指名業者」、「7 委託予定額」及び「8 指名競争入札又は随意契約とする理由」の内容。ただし、「6 指名業者」の住所が記載されている部分を除く。 ・別添「請負人等選定調査」（正本）中、「9 指名の理由」中「(7) その他」及び【選定業者数】の内容 ・別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の補助業務」委託料の積算の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分 	<p>いため、非公開決定を取り消さない。</p>
3	<p>住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の補助業務委託について （見積書徴収） （平成15年9月22日起案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・起案用紙の件名中、業務の内容が記載されている部分 ・伺い文中、業務の内容等が記載されている部分 ・伺い文中、「1 業務内容」、「2 契約方法」、「5 予定価格」及び「6 予算額及び支出予定科目」の内容 ・伺い文中、「3 見積書徴収者」の相手方が記載されている部分。 ・第2案中、通知の相手方の職・氏名及び業務の内容が記載されている部分並びに「2. 業務内容」、「3. 契約期間」及び「4. その他」の内容 ・別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」の補助業務委託仕様書の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分 ・別添「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の補助業務」委託料の積算の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分 ・別添「委託契約書（案）」の内容及び契約の相手方が記載されている部分 	<p>公文書一部公開決定後、当該調査及び第三者評価に係る事務を終え、調査結果が公表されたことにより、公開しない理由がなくなつたため。</p> <p>なお、本人の同意を得て県議会で公表されたものを除き、個人の氏名、住所、勤務先及び印影が記載されている部分については、本件条例第7条第2号に該当する個人に関する情報であつて原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらないため、非公開決定を取り消さない。</p>
4	<p>住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の補助業務に関する委託契約の締結について （平成15年9月22日起案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・起案用紙の件名中、業務の内容が記載されている部分 ・伺い文中、「1 契約の相手方」及び「2 契約金額」の内容。 ・別添「見積書」の内容及び見積者が記載されている部分を除く。 ・別添「見積書」の内容及び見積者が記載されている部分。ただし、見積者の住所が記載されている部分を除く。 ・別添「委託契約書（案）」の内容及び契約の相手方が記載されている部分。ただし、契約の相手方の住所 	<p>公文書一部公開決定後、当該調査及び第三者評価に係る事務を終え、調査結果が公表されたことにより、公開しない理由がなくなつたため。</p> <p>なお、本人の同意を得て県議会で公表されたものを除き、個人の氏名、住所、勤務先及び印影が記載されている部分については、本件条例第7条第2号に該当す</p>

		<p>が記載されている部分を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別添「委託契約書（案）」に添付した「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」の補助業務委託仕様書」の内容部分及び件名のうち業務の内容が記載されている部分 ・「委託契約書」（正本）の内容及び相手方の氏名、印影 ・「委託契約書」（正本）に添付した「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」の補助業務委託仕様書」の内容部分、件名のうち業務の内容が記載されている部分及び相手方の印影 ・守秘義務に関する誓約書（日本語）の内容並びに提出者の氏名及び印影 ・守秘義務に関する誓約書（英語）の内容。ただし、提出者の氏名（サイン）が記載されている部分は除く。 ・「委託業務完了報告書」の内容及び提出者の職・氏名及び印影。 <p>ただし、提出者の住所が記載されている部分は除く。</p>	<p>個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいづれの場合にも当たらないため、非公開決定を取り消さない。</p>
--	--	--	--

本件審議最終時に非公開とされている部分及びその理由

番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
1	住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の実施について (平成15年9月19日起案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伺い文に添付された別添「長野県本人確認情報保護審議会用語(市町村ネットワーク脆弱性調査)」中、吉田柳太郎の「住所又は勤務先」が記載されている部分 	<p>本件条例第7条第2号該当 左記事項は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
2	「住民基本台帳基本ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査」の補助業務委託に係る請負人の選定(随意契約) (平成15年9月22日起案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伺い文に添付された別添「請負人等選定調査」中、「6 指名業者」の住所が記載されている部分 ・ 別添の事業実施者からの回答文中、補助業務受託者の住所が記載されている部分 ・ 別添「請負人等選定調査」(正本)中、「6 指名業者」の住所が記載されている部分 	
3	住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の補助業務委託について(見積書徴取) (平成15年9月22日起案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伺い文中、「3 見積書徴取者」の住所が記載されている部分 	
4	住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の補助業務に関する委託契約の締結について (平成15年9月22日起案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伺い文中、「1 契約の相手方」の住所が記載されている部分 ・ 別添「見積書」中、見積者の住所が記載されている部分 ・ 別添「委託契約書(案)」中、契約の相手方の住所が記載されている部分 ・ 「委託契約書」(正本)中、契約の相手方の住所が記載されている部分 ・ 「委託業務完了報告書」中、提出者の住所が記載されている部分 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 守秘義務に関する誓約書(英語)中、提出者の氏名(サイン)が記載されている部分 	<p>本件条例第7条第2号該当 左記の者は、委託契約の相手方ではなく、委託業務の履行補助者であるため、公開を予定しておらず、非公開とすべき個人情報である。</p>